

平成22年度
介護福祉士等修学資金貸付制度
～貸付制度の手引き～

平成22年3月

介護福祉士等修学資金貸付制度について

この制度は、介護福祉士又は社会福祉士指定養成施設等に在学し、介護福祉士又は社会福祉士の資格取得を目指し、資格取得後に県内の社会福祉施設等で介護及び相談援助業務（以下、介護福祉士等の業務）に従事する意思を有する方に修学資金を貸し付けることにより、修学を容易にし、埼玉県内の社会福祉施設等において介護福祉士等の業務に従事する質の高い介護福祉士及び社会福祉士の養成確保に資することを目的としています。

目 次

1	介護福祉士等修学資金貸付制度のあらまし・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(1) 目的	
	(2) 実施主体	
	(3) 貸付条件	
	(4) 貸付方法	
	(5) 資金の交付	
	(6) 貸付契約の解除	
	(7) 貸付の休止	
	(8) 返還について	
	(9) 返還の猶予	
	(10) 債務の免除	
	(11) 届出の義務	
2	申込み等の手引き・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	(1) 貸付申込み手続き	
	(2) 養成施設等卒業後の手続き	
	(3) その他の手続き	
3	手続きに必要な提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	[在学中]	
	(1) 必ず提出しなければならないもの	
	(2) 変更事項がある場合に提出するもの	
	[卒業後]	
	(1) 必ず提出しなければならないもの	
	(2) 返還猶予を希望する場合に提出するもの	
	(3) 返還猶予の事由に変更があった場合に提出するもの	
4	資 料	
	(1) 埼玉県介護福祉士等修学資金貸付事業実施要領・・・・・・・・	15
	(2) 返還猶予又は返還免除を受けることができる対象施設・事業所等 及び職種の一覧表・・・・・・・・	19
	(3) 様式集・・・・・・・・	26

1 介護福祉士等修学資金貸付制度のあらまし

(1) 目的

この制度は、介護福祉士又は社会福祉士指定養成施設等（以下、「養成施設等」という。）に在学し、介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を目指す者で、将来県内の社会福祉施設等において介護福祉士等の業務に従事しようとする者に対し修学資金を貸し付け、もってその修学を容易にすることにより、県内の社会福祉施設等に勤務する質の高い介護福祉士及び社会福祉士の養成及び確保に資することを目的とします。

(2) 実施主体

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行います。

(3) 貸付対象・条件等

①貸付対象

- ア 原則として、平成22年度に介護福祉士・社会福祉士の養成施設に入学した者
- イ 原則として、埼玉県内に住民登録している者
- ウ 介護福祉士・社会福祉士等の資格を取得した後、県内の社会福祉施設等において介護福祉士等の業務に従事する意思を有する者。
- エ 成績優秀であり、かつ家庭の経済状況等から真に本資金が必要と認められる者

②貸付額等

下記の金額を上限として貸し付けます。

月額	50,000円
入学準備金	200,000円（初回の貸付時）
就職準備金	200,000円（最終回の貸付時）

③貸付利子は無利子です。

④貸付期間は、養成施設等に在学する期間を限度とします。

⑤連帯保証人が必要です。（貸付希望者が未成年の場合は法定代理人）

(4) 貸付方法

修学資金は、県社協と貸付対象者との契約により貸し付けます。

(5) 資金の交付

貸付方法

①貸付契約により、貸付金は、年に4回指定の口座に振り込みます。

（4月、7月、10月、1月）※貸付初年度は5月、7月、10月、1月を予定。

②入学準備金は、第1回の送金時に月額貸付金と合わせて一括して貸し付けます。

③就職準備金は、最終回の送金時に月額貸付金と合わせて一括して貸し付けます。

※就職準備金は、養成施設等に働きながら修学する場合、貸し付けしません。

(6) 貸付契約の解除

県社協会長は、貸付の決定または交付を受けている者が、下記の一に該当する

ときは、貸付けの契約を解除します。

- ・ 養成施設等を退学したとき
- ・ 修学生であることを辞退したとき
- ・ 心身等の故障等のため養成施設等を卒業する見込みがなくなると認められるとき
- ・ 学業成績が著しく不良となったと認められるとき
- ・ 虚偽その他不正な方法により資金の貸付けを受けたことが明らかになったとき
- ・ その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

(7) 貸付の休止

貸付の決定または交付を受けている修学生が養成施設等を休学し、または停学の処分を受けたとき

(8) 返還について

返還の方法は、月賦、一括のいずれか希望する方法とし、納入通知書により金融機関の窓口から納付していただきます。

①返還が始まる時

- ・ 退学等の理由により貸付契約が解除されたとき
- ・ 卒業後1年以内に、県内の社会福祉施設等において介護・福祉の業務に従事しなかったとき
- ・ 県内において介護・福祉の業務に従事する意思がなくなったとき
- ・ 介護・福祉等の業務以外の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき

②返還の期間は、貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間とします。

③正当な理由が無く、期日までに貸付金の返還をしなかったときは、延滞利子の支払い義務が生じます。

(9) 返還の猶予

申請により返還が猶予できる時

- ①資金の貸付けを中止された後も引き続き当該養成施設等に在学しているとき
- ②県内において介護・福祉の業務に従事しているとき
- ③卒業後、さらに他種の養成施設等で修学しているとき（介護福祉士養成施設修学生だった者が社会福祉士養成施設で修学、社会福祉士養成施設修学生だった者が介護福祉士養成施設で修学しているとき）
- ④被災、傷病、心身の故障その他特別の事情により資金の返還が困難であると認められるとき

(10) 返還債務の免除

申請より返還債務が免除となる時

- ①卒業後1年以内に、県内で介護・福祉等の業務に就き、引き続き5年間その業務に従事した場合（毎年、業務従事届を提出していただきます）。
- ②介護・福祉業務上の事由により死亡し、又は心身の故障のため業務を継続することができなくなった場合。
※中高年離職者（45才以上で離職して2年以内）や過疎地勤務（勤務地の限

定があります) の場合は、別に免除要件がありますので、個別に相談してください。

返還債務の一部が免除される時

- ① 県内で介護・福祉等の業務に従事した場合で、その期間が貸し付けを受けた期間に相当する期間を越えたとき
- ② 死亡し、又は心身の障害その他特別の事情により貸し付けを受けた資金を返還することができないと認められるとき

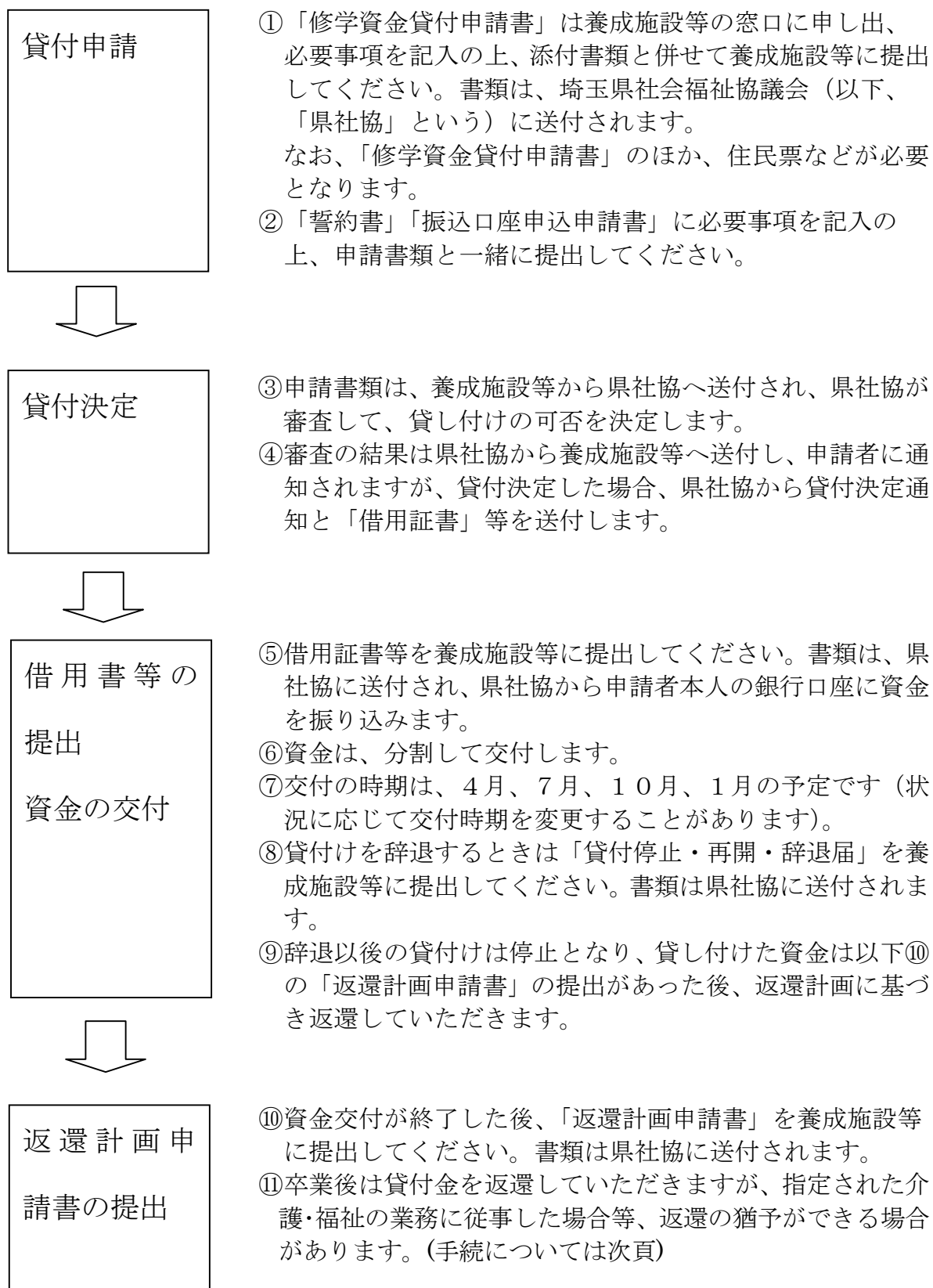
(11) 届出の義務

届出が必要な時

- ① 修学生（卒業後も準用）または連帯保証人の住所・氏名・勤務先その他重要な事項に異動があったとき
- ② 修学生が休学、復学、転学、退学したとき
- ③ 修学生が停学、退学の処分を受けたとき
- ④ 修学生が留年したとき
- ⑤ 修学生であることを辞退するとき
- ⑥ 死亡したとき
- ⑦ 介護福祉士等の業務に従事したとき
- ⑧ 勤務先を変更したとき
- ⑨ 介護福祉士等の業務に従事しなくなったとき

2 申込み等の手引き

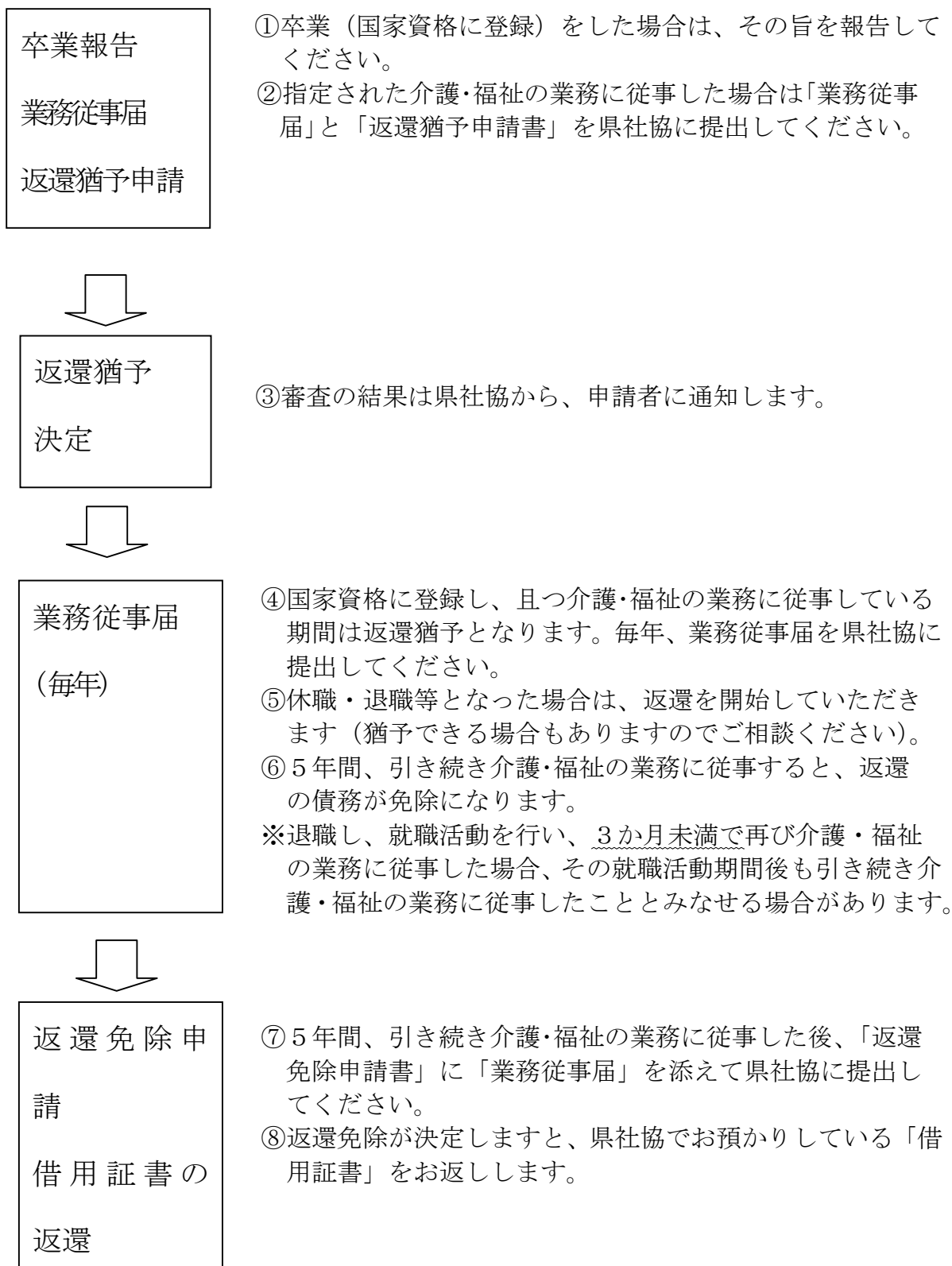
(1) 貸付申込み手続き



(2) 養成施設等卒業後の手続き

○返還猶予の場合

養成施設等を卒業（国家資格に登録）した場合、貸付金を返還していただきますが、資格取得後、直ちに指定された介護・福祉の業務に従事した場合等には、返還が猶予されます。



(別表) 修学資金の返還債務の免除に係る対象業務

※詳細はP 1 8～P 2 3 参照

1 埼玉県内で以下の施設、職種で業務に従事

- (1) 昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種
(例：知的障害児施設の児童指導員、老人デイサービスセンターの生活相談員、市町村社会福祉協議会の福祉活動専門員 等)
- (2) 昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添2に定める職種
(例：特別養護老人ホームの介護職員、身体障害者更生施設の介護職員、指定居宅サービスの訪問介護員 等)
- (3) 昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」に定める当該施設の長

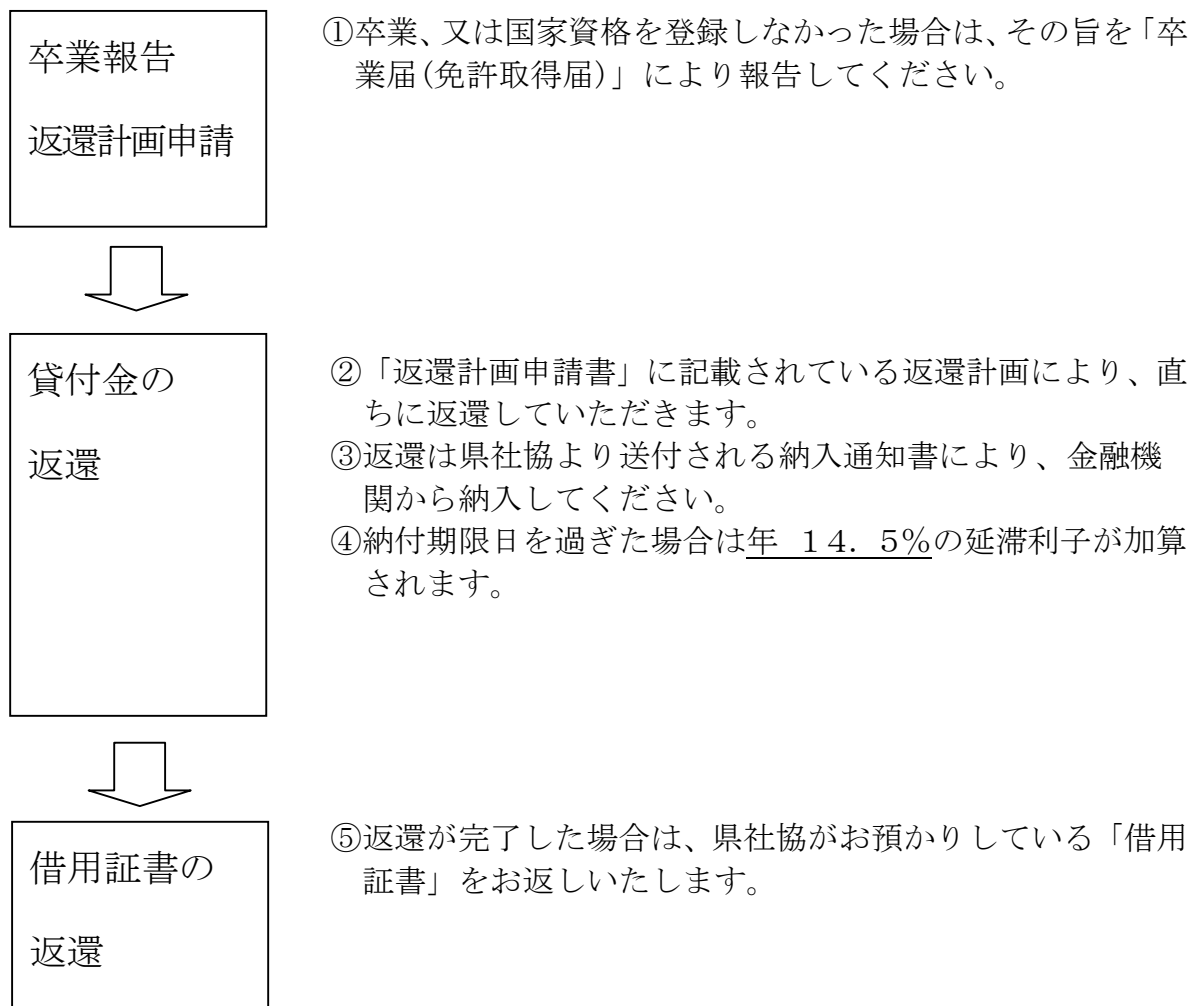
2 全国の区域で以下の施設において業務に従事

- (1) 国立身体障害者リハビリテーションセンター
- (2) 国立光明寮
- (3) 国立保養所
- (4) 国立児童自立支援施設
- (5) 国立知的障害児施設 等

※国立高度専門医療センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の委託を受けた施設、肢体不自由児施設「整肢療護園」、重症心身障害児施設「むらさき愛育園」及び独立行政法人国立重度障害者総合施設のぞみの園が設置する施設を含む。

○返還の場合

養成施設等を卒業した日から1年以内に別表(前頁)に定める福祉施設等に就職しなかった場合、次の手続きが必要となります。



(3) その他の手続き

住所氏名等
を変更した
場合

- ①養成施設等を卒業した後、住所や氏名等に変更があった場合は「異動届」を県社協に提出してください。また、養成施設等に在学中に住所氏名等に変更があった場合は、養成施設等を経由して県社協に提出してください。
 - ②勤務先を変更した場合、または退職した場合は、それまで勤務していた施設等と新しく勤務することになった施設等のそれぞれの「業務従事届」を県社協あてに提出してください。
- ※退職し、就職活動を行い、3か月未満で再び介護・福祉の業務に従事した場合、その就職活動期間後も引き続き介護・福祉の業務に従事したとみなせる場合があります。

貸付辞退を
する場合

- ①退学、進路変更等により貸付けを辞退する場合は、「貸付停止・再開・辞退届」を養成施設等に提出してください。
- ②「貸付停止・再開・辞退届」を受理した後は、貸付けは中止となりますので、「返還計画申請書」を養成施設等に提出してください。書類は県社協に送付されます。
- ③なお、貸し付けた資金は返還計画に基づき返還していただきます。

休学・停学等
となった場
合
復学する場合

- ①休学・停学等となったときは、「貸付停止・再開・辞退届」を養成施設等に提出してください。休学期間内は貸付けが休止となります。書類は県社協に送付されます。
- ②復学したときは、「貸付停止・再開・辞退届」で復学の報告をしてください。届け出が提出された後、貸付けが再開されます。

3 手続きに必要な提出書類

[在学中]

(1) 必ず提出しなければならないもの

事 項	提出書類名	書式	備考
貸付けを申請するとき	貸付申請書	様式第1号	貸付決定後に県社協が送付するもの 貸付決定通知書 借用証書(様式第5号)
	住民票	市区町村指定のもの	
	誓約書	様式第2号	
	推薦書	様式第3号	
入学時に45歳以上であって、離職して2年以内の方が申請するとき	離職日が確認できる書類		雇用保険受給資格者証、離職票 等
貸付けが決定したとき	借用証書	様式第5号	印鑑登録証明書は修学生・連帯保証人で各1枚提出
	修学資金口座申込申請書	様式第6号	
	印鑑登録証明書	市区町村指定のもの	
複数年度にまたがる貸付けを受けるとき	在学届	様式第4号	年度が変わる度に指定養成施設が提出

(2) 変更事項がある場合に提出するもの

変 更 事 項	提出書類名	書式	備考
修学生および保証人の住所・氏名・連絡先等の変更	異動届	様式第7号	住民票等を添付してください。
	変更があったことが確認できる書類	市区町村指定のもの	
休学・転学・停学等	貸付停止・再開・辞退届 (休学・復学・転学等)	様式第8号	貸付が停止されます
復学したとき			貸付が再開されます。
退学したとき 貸付けを辞退するとき 貸付停止となったとき	貸付停止・再開・辞退届 (休学・復学・転学等)	様式第8号	納入通知書を送付します。金融機関から納付してください。
	返還計画申請書	様式第11号	
返還猶予を希望するとき(在学中・被災・心身の故障等)	返還猶予申請書	様式第12号	
死亡したとき	異動届	様式第7号	貸付期間中の場合は、貸付けは停止となります。
	除籍証明書 等	市区町村指定のもの	

[卒業後]

(1) 必ず提出しなければならないもの

事 項	提出書類名	書式	備考
卒業(貸付終了)するとき	卒業届(免許取得届)	様式第9号	返還する場合、県社協から「納入通知書」が送付されます。
	業務従事届	様式第10号	
	返還計画申請書	様式第11号	
氏名・住所・保証人勤務先等の変更があったとき	異動届	様式第7号	住民票等を添付してください。
	変更があったことが確認できる書類	市区町村指定のもの	

(2) 返還猶予を希望する場合に提出するもの

事 項	提出書類名	書式	備考
指定する介護・福祉業務に従事したとき	業務従事届	様式第10号	資格取得者の場合、他の業務に採用されても、卒業後2年間は返還猶予が可能です。
	返還猶予申請書	様式第12号	
在学中・他の養成施設等へ進学したとき	在学届	様式第4号	「他の養成施設等へ進学」とは、介護福祉士養成施設の修学生が社会福祉士養成施設へ、社会福祉士養成施設の修学生が介護福祉士養成施設へ進学した場合です。
	返還猶予申請書	様式第12号	
就職活動中の場合 (卒業後1年以内)	返還猶予申請書	様式第12号	就職活動をしていることを確認できる書類を提出してください。
	求職活動証明書 等		
災害・疾病等により業務に従事できないとき	返還猶予申請書	様式第12号	
	医師の診断書 罹災証明書 等		
国家資格取得(登録)ができなかったとき	返還猶予申請書	様式第12号	国家試験受験意思が確認できれば卒業後、最長2年間返還猶予が可能です。
	国家試験受験票(写)		

(3) 返還猶予の事由に変更があった場合などに提出するもの

事 項	提出書類名	書式	備考
貸付条件に定める勤務を終えたとき	業務従事届	様式第10号	返還免除が決定されると、借用証書が返還されます。
	返還免除申請書	様式第13号	
期間を空けずに、業務従事先を変更したとき	異動届	様式第7号	旧勤務先と新勤務先、それぞれで証明してもらいます。
	業務従事届 (退職前の勤務状況) (転職後の勤務状況)	様式第10号	
退職・離職等により、業務に従事しなくなったとき	業務従事届	様式第10号	貸付期間以上、介護・福祉の業務に従事していると、返還債務の一部が免除になる場合があります。
	返還免除申請書	様式第13号	
指定する介護・福祉業務を退職し、就職活動後、3か月未満で、再度介護・福祉業務に従事したとき	業務従事届 (退職前の勤務状況) (転職後の勤務状況)	様式第10号	旧勤務先と新勤務先、それぞれで証明してもらいます。
	求職活動期間等申告書	様式第14号	
	求職活動証明書 等		